大学設置基準等の一部を改正する省令案及び
地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程案等について

１．改正の趣旨

今後、大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、個別の高等教育機関の経営判断のみをもって地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、地方に在住する高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれがあるほか、地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれがある。

このような状況の中、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」（令和７年２月 21 日）では、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る仕組みの構築や、更なる高等教育機関間の連携の取組の推進が提言されている。これを踏まえ、大学設置基準等の改正により、地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組に関する特例を創設するとともに、その他告示の規定を整備し、地域の高等教育へのアクセス確保を図るための取組を促進するもの。

２．改正の内容

①大学設置基準等の改正

・　大学が高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、当該大学が、他の大学等と連携して当該取組を行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けたときは、基幹教員要件や上限単位等に係る特例対象規定の全部又は一部によらないことができること。（大学設置基準第 58 条第１項関係）

・　上記認定を受けた大学は、認定を受けた事項を学則等に定め公表すること。（同条第２項関係）

②地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程の整備

・　大学設置基準等の改正規定に基づき、地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程を整備すること。

③地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程の整備

・　大学設置基準等の改正規定に基づき、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程を整備すること。

④大学等連携推進法人の認定等に関する規程の改正

・　大学等連携推進法人の大学等連携推進業務や社員に関する規定を整理すること。（第２条、第３条、第５条関係）

３．施行期日

令和８年１月１日（予定）